

総務委員会に付託し審査せいのられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) おはかりいたします。 ただいま石川繁治

君から本案は総務委員会に付託し、審査せいのられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 異議なしと認めます。 よって議案

第二十四号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長(末次性男君) 日程第十六議案第二十五号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長森田猛君 登壇)

福祉事務所長(森田猛君) ご指名によりまして議案第二十五号

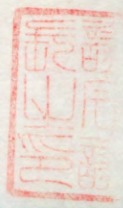
福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明いたします。

この老人手当、いわゆる寝たきり老人に対します手当てでございますが、これは昨年の十月から条例化し実施を始めたものでございます。そこで第二條にいままで

所得制限の一項があつたわけでございすべ、その所得制限は本人の所得でいわゆる所得税あるいは市民税の非課税者となつてありましたが、これを撤廃いたしたわけでございす。したかつて所得制限がなくなつたわけでございす。

それからなお第三條において、月額三十円を五千円に引き上げようとするものでございす。

なお附則につきまして四月一日から施行しようというものでございす。この改正に伴ないまして福祉手当の受給資格者が六月三十日までには申告していただきますと四月一



日に申請があったものとみなし、それ以後に該当する者があった者はその該当するにいたった日に申請があったものとみなす。——ということでございます。なお参考的に申し上げますと現在福祉手当受給者は福祉におきましては三十五名でございます。

以上簡単でございますが提案理由の二説明を終わります。慎重にご審議の上原案決定されるようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

十番（松山清君） 一つだけお聞きします。

この三千円から五千円に上がった二千円の財源というのは都りほうですか。

福祉事務所長（森田猛君） そのとおりでございます。

十番（松山清君） 今後とも前回もいろいろ要望を出していたんですか、市独自でも財源をとって増額するようにひとつ願

いしたいと思っております。

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題になつております議案第二十五号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おかけいたします。ただいま石川繁治君

から本案は厚生委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案

第二十五号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。



議長（末次性男君）

日程第十七議案第二十六号 福生市中小企業振興資金融資条件条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（経済課長 森田進君 登壇）

○経済課長（森田進君）

ご指名をいただきましたので議案第二十六号につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件は市の制度資金条例の改正でございますが、この制度資金につきましては昭和四十五年に当時の小口事業資金制度を抜本的に改めましてすでに二年有余に相なるわけでございますが、この間利用者サイドにたちまして改正を一部行なってきた次第であります。今回における改正正についても融資条件をさうに緩和し需要層を広げより一層市の商工振興に寄与しようとするものであります。次に改正内容についてご説明申し上げます。まず第六条条でございますが、第六条は申し込みの資格条件を定め



ており、現行では一年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者と規定してあり、一年以内に転業、転居等を行なった場合は、資格を格下げになったわけですが、今回の改正では市内の事業年数だけを条件とした資格に改めようとするものであります。また第九条につきましては償還期間を定めたものでございますが、運転資金につきましては現行の倍の期間に償還期間を改めると、それから設備資金につきましては、現行の三十六カ月以内を、百円以下の場合作つきましたは四十八カ月、百円内を越えるものにつきましたは六十カ月以内に改めようとするものであり、またこの条例の施行につきましたは新年度から融資について実施していきます。現在融資中のものにつきましたは現行の制度をそのまま準用しようとするものであります。以上大変ごつぱくでございますが提案理由の説明にかえさせていただきます。慎重にご審議いただきます。解決いたしますようお願いいたします。

○議長（末次性男君）

以上で提案理由の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。

○十九番（大野行夫君）

これは市長にその方針をお伺いいたしま
すか、期間の緩和によりまして貸付けの幅というものは大
きく変わっていくということとは非常にけっこうでございます、
これに伴いまして保証人の制度も現在よりやはり緩和す
べきじゃあないか。と申しますのは市の融資を受けるに
いうことは、やはり事業体にあきましてもそのような内容
の方が多いように見受けますので、保証についてもやは
りそれと同じように限度をもった、これまでは保証人とか
あまいはここで一人とかというように今後改めていたたきたいと、
これに對しまして現在どのような考えをもっているかな々と
お伺いします。

○助役（篠崎俊夫君）

この中小企業振興資金の融資制度に
つきましては、ご承知のように中小企業融資資金の審
議会が各銀行から各一名出ておりまして、その審議機



関があるのですが、ただいまご指摘を受けました保証
人の緩和ということにつきましては実は、相当研究してい
う話題が出たわけでございます。ただ今回のところはや
はり、保証人をなくすということとはまずいんじゃないかと
言う金融機関の意向が強くございまして、今回は保
証人のところはいいじってございせんか、なおこれは引き続
きという検討しようということには相なっております。
またこれから研究課題でございしますが、いまのところは
それ以上申し上げられませんが、そういった点も借りや
すくしようというようなことは私たちより良い相談をいた
してあるわけでございます。

（了）解という者あり

○議長（末次性男君）

以上で質疑を終わります。

○十三番（石川敏治君）

この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第二十六号につい
ては建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望

かます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) あばかりいたします。

ただいま石川敏太郎

君から本案は建設委員会に付託し、審査せしめられ

たい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり

決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第

二十六号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十八議案第二十七号福生市組織

条例を議題といたします。本案について提案理由の説明

を求めます。

(助役篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第二十七号福生市組織条例案に

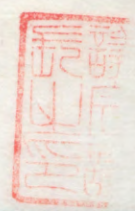
ついて、提案理由とその内容を説明申し上げます。



この福生市組織条例案は、実質的には現在ございま
する福生市の課に関する条例の全文改正案でございま
して、福生市が現在市制を施行してあります関係から
都の指導を受けられて、まず本条例の題名を福生
市の課に関する条例から福生市組織条例に改めよう
とするものでございます。

ご承知のとおり昭和四十五年七月一日に本市が町制から
市制に移行いたしました際には、市制施行後は必置
とされておりました福祉事務所の設置をスムーズに行ない
まするために、市制施行の三カ月前に従来の民生課を
福祉課と衛生課の二課に分割するにとどの、そのほか
には課を一課もふやさないうで市制施行後にあける人件
費の増加を極力抑制してまいったのでございますが、よう
やく市制施行後三年近くを経過いたしましたので、地方
自治法第一条で定められます民主的にして能率的な
行政は、わが福生市の場合いかにしたう確保できるかという

命題を追って具体的な研究に入つた次第でございます。機構改革案の調査、研究の途中にあつては部制設置の可否の問題が提案されました。また係長会や職員組合から機構改革をするのたつたうせひわれわれの意見も聞いて欲しい、という要望も出しました。そして結果的には課長会の中に機構改革小委員会を設けまして、各方面からく要望を個々具体的に議題にのせ研究協議した結果の集約がここで提出申し上げました福生市組織条例案でございます。市役所に限らず制度というものは全体に良い制度というものはございせん。一つの制度には必ず長所と欠点とが、表と裏とによって同居してあるものでございまして、かりにある制度を採用したといたしましてした場合、そこには良い面がある反面、必ずしも裏側に悪い面も伴うものでございます。したがいまして市役所の課長会といたしましては個々の課長の一人一人の意見といたしましては、いろいろ意見



の食い違ひがございました。しかしながらその調査、研究の統一とものとして、ここに提出申し上げました市役所の組織条例案は、あつては表現をお許しいただきまするならば、市役所の全職員の総力を結集した成果であり、また別の表現をもってすれば、全職員の英知を傾けて作成した市役所といたしましては結論的意味をもつた機構改革案であると考えるのでございます。なおこの機会に部制設置の問題に触れさせていたたきますと、結論的に申し上げます、いまだちに部制を設置いたしますことは、機構がともすれば理想的な姿に走りがちとなりまして、職員の人件費も膨張いたしますし、また人事行政の立場から申ししても役付きの職員を一挙にたくさんつくることになりまして、機構の面で頭でっかちになるおそれがあるのでございます。たとえば市制を施行している都下り市で一番人口の少ない人口四万五千五百人の武蔵村山市と比較いたしまして、武



蔵村山市の職員数は、昭和四十七年十一月一日現在で、三百九十四人でございます。福生市の職員は同月現在で三百十三人と八十一名の違いがございますので、いまたちに部制を施行いたしますと、平職員に対して、役付職員の比率が多すぎる結果になるという理由でございます。したがいまして、部制問題に対する基本的な結論といたしましては、まず一番下の組織でございます係や、その次には課をできれば、毎年度必要欠くべからざる分野から前進的にふやしてまいりまして、何年か後には市役所庁舎の増築問題の解決ともにうみ合わせまして無理なく自然に部制を設置できるように配慮することが得策である。こういうことに相なった次第でございます。さしむきそれで部制を採用しないいたしますと、部制を設置いたしまするまでの何年かの間はできうる限り大課主義、大まな課で運営する主義を採用することといたしまして、したがつて明昭和四十八年度は、本案で提案申し上げます。

したとあり、実質的には条例に基づきます課といたしましては、下水道課を一課新設するのみにとどめようとするものでございます。

なお各課の事務分掌につきましても、本条例案中、第二条の各号に規定してございますとあり、最初の企画財政課以下最後の下水道課に至るまで課は一課しかふやしてございませんが、各課の分掌事務は総合的な立場から検討を加えて決定いたしました結果、現在ある課で取り扱っております事務がこの条例の施行後は、他の課に移るといふように、各課ともその分掌事務はある程度変える点も出てまいるのでございます。

なお詳しいことは参考資料としてご配布申し上げます。また昭和四十八年度福生市機構改革案を一通覧いただければ、各課に設置いたします係、あるいは市長部局以外の執行機関等につきましてもわかりただけのように配慮した次第でございます。要は市民福祉

の何よりために、たとえば企画の面を強化いたしますための企画財政課の中に企画担当の係長級の主査を若干名配置いたしますとともに、なお庶務課の中に市民相談係の設置、あるいは建設課の中に、道路や橋梁のみなうず、街路灯等の修繕につきましても現在のように請負に出すのではなくて、市役所の職員がすぐに直接修理できる体勢に切りかえますための心算補修係の設置、また都市計画課の中では、現在の福生駅東部開発係を強化いたしますために、福生駅東部開発担当の係長級の主査を若干名配置すると、課ごと下水道課一課しかふやしませんか、係の段階にあきましては民主的にしてかつ能率的、しかも経済的な行政の執行が確保できますようにいろいろと創意くふうをこらした次第でございます。しかも機構改革案策定の途中にあきましてはまず第一に、市民本意ということに常に念頭に



なお附則にあきまして、本条例の施行期日は、市長が定める市規則に委任していただくよう配慮いたした次第でございますが、この意図といたしますところは、先ほど定数条例の上程の際にも話題になりましたが、四月一日から入ってまいります新規採用職員につきましてはこの機構改革を考慮に入れて企画課係に配置することはもううんでございまして、その配置をきいてそれぞれ自分が担当いたします職務につき、先輩の職員から十分指導を受けるられるよう配慮いたしますとともに、この機構改革の実施の時期につきましては、各課における昭和四十七年度の予算の事務処理がああ終わりましたします。予算の残務処理がああ終わりましたします五月一日から六月一日の間を予定してありますのでこの点につきましても、合わせてご了承をお願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきますが、慎重に審議をいたしまして原案どおりご可決ご決定あらんことを

お願い申し上げる次第でございます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十九番（大野行夫君） 助役にお伺いしますが、地方自治法の第百五十八条第七項にうたっておりまして、その実例の中で、必要な部課とは、必要な部、または課と解すべきであると、部に必要な分課を設ける場合、その分課について条例で定める必要のないというような実例がございしますが、この提案を見ますとやはり一つの課というものを分けて課にしたというような解釈になるんですけれども、その関係についての説明をお願いいたします。

もう一点は、かりにこの課の制度が設置された場合には、五月とか六月とかいうような期間ではなくして、これは四月一日からやまべきたと、私はそのような見解をもっているわけでございます。と申しますのは、去年か

おとしでしたか六月の定例会で非常に困ったときがあったわけですから。と申しますのは新しく六月に課長かわりましたために、各質問が全部中途半端で、あつたときの補正予算等も出ました問題が、その説明がつかずにあやふやで前期の議会が終わり、前期の予算が通ったような記憶がありますけれども、新規採用も四月一日から始まると、新期の予算も四月一日から始まるのでありますれば、やはり四月一日からこれをやつていくと、そのほうが今後のあらゆる面における運営には適当じゃないかと、このように考えますけれどもこの二点についてご説明願います。

○助役（篠崎俊夫君） 最初にお読みになうれましたものは行政実例だと思ひますが、結局部を設置いたしまする

場合には、条例の中に課を入れてはいけなさと、部だけを提案すればいいということでございます。ただ福生の場合には部を設置いたしませんので課が一番上でございます

ので、課を条例で定める、部制を設置いたしましたし、
た場合には、課は市長の権限でできるわけでございまして、
部だけを条例で定めると、こういうことに相なる
わけでございます。

それから二番目のご指摘たいへんむずかしい問題でございまして、課長会に於いてもそういう意見もございまして。一利一害でございまして、どれが一番いいというところを選定することは、たいへんむずかしい問題でございしますが、しかし事務的にも四月一日ということとはちよつと間に合わないと思ひますので、ご要望も考慮に入れまして、できるだけ早い適当な時期ということ、また人事異動の面を、異動計画等を策定してまいりたいと思ひます。

○二十三番(塩野鉄之助君) 助役の説明によりましてこれに関連して質問申し上げます。

新規採用の職員を四月からこの計画の中において配置

するんだというようにいわれておりますけれども、新しい職員の教育方法はどういうにやるか考へなんでしょうか。もう一点は、中堅幹部の職員に対して自治大学で年に何人かやるような考へがあるかどうか、その二点についてご説明願いたいと思ひます。

○企画調査室長(大野忠一君) 新しい職員の研修でございしますが、これは市役所の内部で研修すること、それから市町村職員研修所のほうで研修を受けたり、両方でやっております。非常にこれは一回配置につきますとなかなかその職員をあてにするといますか、半年位たちましてもなかなか相当仕事を分担いたしますので困難な面もございします。できるだけ早い機会に内部の研修は、大体半年間位のうちに年々終わらせてあります。それからその後において研修所のほうで、大体二週間でございしますが、研修に交代でやらせるというような方法をとっております。それから自治大学でございしますが、これは一般行政の関